

乳幼児・子ども医療費助成における電子申請サービスの導入について

市民の利便性向上等のため、下記のとおり乳幼児等医療費助成及び子ども医療費助成における電子申請サービスを導入します。このことにより、お手持ちのスマートフォン等からいつでも受給資格証の交付や内容変更の申請をすることが可能となります。

記

1. 電子申請可能手続及びメリット

- (1) 乳幼児等医療費助成（受給資格証交付申請、内容変更など）
- (2) 子ども医療費助成（受給資格証交付申請、内容変更など）

《メリット》

市民の利便性向上、新型コロナウイルス感染症対策、業務効率化

2. 申請方法

- ①しまね電子申請サービスで利用者登録
- ②オンライン申請（必要事項を入力し、子の健康保険証の写真データ等を添付）
- ③資格証が郵送で届きます。（1週間程度）

3. 電子申請導入時期

令和4年1月中旬から試験稼働。令和4年(2022)2月1日（火）から本格稼働予定。
電子申請導入後も、窓口や郵送での申請も引き続き受け付けます。

4. 現行の方法の課題

- ・ 健康保険証がなければ資格証の発行ができないため、出生など子の健康保険証がまだできていない場合や、健康保険証を持参していない場合、再度来庁して手続きしてもらう必要がある。
- ・ 加入保険等の変更があった場合、来庁して資格証の内容変更手続が必要となる。
- ・ 子ども医療については、新年度小学生になる児童の資格証交付申請一斉受付の時期（2～3月）に窓口が混雑する。

5. 市民への広報

広報いずも2月号（1月20日発行）、窓口でのチラシ配付、市ホームページ、市子育てアプリで情報配信、市内医療機関に周知ポスターを掲示予定

6. 参考

乳幼児等医療：小学校就学前までの乳幼児等を対象とした医療費助成制度
（対象者数 10,551人（R3.3時点））

子ども医療：小・中学生を対象とした医療費助成制度
（対象者数 14,682人（R3.3時点））